

2017 年 10 月 20 日

NEWS RELEASE

企業会計基準公開草案第 61 号

「収益認識に関する会計基準(案)」等について意見書を提出

公益社団法人 日本証券アナリスト協会（会長：新芝 宏之 岡三証券グループ 代表取締役社長）は、2017 年 7 月 20 日に企業会計基準委員会（以下 ASBJ）が公表した「収益認識に関する会計基準(案)」等についての意見書を作成し、10 月 20 日に提出しました。

【意見書のポイント】

- ✓ ①IFRS 第 15 号の定めを基本的に全て取り入れるという基本方針、②適用上の課題に対応するため、国際的な比較可能性を損なわない範囲で、代替的な取扱いを追加するという連結財務諸表に関する方針、さらに、上記の①と②を踏まえて、③連結財務諸表と同一の会計処理をするという個別財務諸表に関する方針について全て同意する。
- ✓ IFRS 第 15 号を基礎としながらも、適用上の様々な課題に対応するため、特定の状況や取引において、例外的な取扱いを具体的に示す ASBJ の提案に同意する。特に、最近の不適正会計問題でも大きな焦点になった有償支給取引について、「有償支給取引を収益認識しないこと」を明確に示した点は、不適正会計の抑止策として大いに評価したい。
- ✓ 早期適用時（2019 年 3 月期～）の注記事項を限定する ASBJ の提案については、そもそも、開示がなければ採用された会計処理を正しく理解できないため、必要な開示について十分な議論を重ねた後に新基準を適用するのが正しい姿であろう。従って、適用時（2022 年 3 月期～）までに十分な議論を重ね、IFRS 第 15 号や Topic606 に遜色ない開示規定を基準化することは、絶対に譲れないと考えている。
- ✓ 損益計算書のトップラインが大きく変わる新基準が導入される際に、売上高、売上原価、営業利益など主な表示科目について、同一期間に関する旧基準ベースの金額と新基準ベースの金額の両方が解らなければ、基準変更の影響を正確に把握することはほとんど不可能である。従って、導入時の「表示期間のうち過去の期間について、影響を受ける財務諸表の主な表示科目に対する影響額及び 1 株当たり情報に対する影響額」の注記は、利用者にとって極めて重要であろう。

企業会計基準公開草案第 61 号

【添付資料】「収益認識に関する会計基準(案)」等について

本件に関するお問い合わせは下記まで

 公益社団法人 日本証券アナリスト協会

電話：03-3666-1577

担当：理事・教育第 1 企画部長 かいます 貝増 眞